

## KSK 支のゆり

## 酒井理事長をしのぶ

横浜市グループホーム連絡会  
会長 室津 滋樹

9月30日、(財)横浜市中区在宅障害者援護協会の理事長酒井喜和さんが急逝されました。

作業所や活動ホーム、グループホームにとって酒井理事長は大恩人です。本当に何もない時代から、作業所やグループホームを支えてくださり、常に障害者やその家族の立場に立って、力を尽くしてくださいました。まだまだ不十分な点をあげればキリはありませんが、全国的に見ればトップレベルにある横浜の地域福祉をここまでにした最大の功労者であることは間違いないと思います。ここに深く哀悼と感謝の意を表します。

酒井さんは、横浜社会福祉協議会と在援協の一体化の検討会の席上、突然、心筋梗塞に倒れ、急逝されたのです。この検討会は市と市社協、在援協の3者で2つの組織を一体化すべきか否かを検討する会議で、在援協の委員として、酒井さんと活動ホーム連絡会の三橋さんと私が出席していました。

この検討会は、横浜の地域福祉の将来を左右する重要なものですが、酒井さんは倒れる直前、市社協と在援協をデパートと専門店にたとえ、デパートである市社協

が専門店としての役割を果たせるのかという課題を提起されました。また行政との関係でも、在援協は時には市とけんかもしながら仕事を進めてきたが、社協はそこが違う。社協が本当に変われるのかとの提起が酒井さんの最後の言葉となりました。

酒井さんはよく、在援協が障害者や家族にとって必要がなくなった時にはいつでもなくせばいい。組織のために組織を守るつもりはないといっておられました。障害者福祉に係わるものにとって肝に銘ずべき言葉です。入所施設はもちろん、グループホームもいらなれないといわれる時代がやがてくるでしょう。そのとき、施設やグループホームの延命をはかるのか、役割を終えたものを壊せるのか、福祉に携わるものとして大変大切なことだと思います。

では今、在援協は障害者や家族にとって必要がない組織になったのでしょうか。もしそうならば在援協と市社協の一体化を進めればいいのです。しかし、残念ながら今の一体化の議論は組織の論理が先にあり、障害者や家族にとっての必要性がすっぽりと抜け落ちていっているといわざるを得ません。

もう一度、障害者や家族にとって何が必要なのかという視点に立ち返って、問題を整理すべきではないでしょうか。

この20年間、酒井さんとともに積み上げてきた大切なものを失ってはならないと思います。

9月6日に厚生労働省より公表されました支援費の居宅支援(グループホーム)の障害程度区分設定・判断基準に知的障害者の地域生活支援の程度を判断するための項目がまったく考慮されていないことについて、横浜市グループホーム連絡会では厚生労働省に意見書を提出いたしました。

居宅支援にかかると

障害程度区分の設定について

厚生労働省より9月12日の全国課長会議に先立って9月6日付けで公表されました居宅支援に関する障害程度区分設定のための判断基準につきましてご意見申し上げます。

ります。なぜこれほど大きな違いがでるのか、その理由をご説明いただきたいと思います。

また施設の区分設定については、施設関係者の意見を聞き、ぜひぶん時間をかけて検討されております。なぜ居宅支援に関しては、案も示されず、関係者が意見を述べる機会も与えられず、決定されたのでしょうか。これが障害者の地域生活を推進していくといっている国のやり方なののでしょうか。やるせない気持ちのやり場なく憤慨の気持ちを抑えることができ

排泄、入浴と身体介護に偏った項目になっていのはどのような理由からでしょうか。

知的障害者が地域で暮らしていくために必要になる援助は、コミュニケーション障害に対する支援、健康管理、清潔を保つための働きかけ、適切な医療を受けるための医師との橋渡し役、社会活動への参加支援、人間関係がスムーズにいくようにするための援助、予定の管理、金銭管理、衣類の管理、外出、日常生活における不安の解消など非常にたくさんあります。

はかることで安定して暮らすことが可能になります。

また、これらはいずれも施設支援の区分設定に関する判断項目の中には反映されています。施設支援で判断項目とされているものが、居宅支援ではほとんど取り上げられていないということは、厚生労働省は地域で暮らしている知的障害者の援助をどのように考えておられるのでしょうか。

このたび出された居宅支援の障害程度区分に関する判断基準は、知的障害者の人たちに必要な援助をきちんと反映しているとは考えられません。判断基準項目が食事、

グループホーム職員の仕事から考えますと、知的障害をもった入居者が社会の中で安定して暮らすためにグループホーム職員の仕事としてもっとも必要なことは、入居者が社会と関わっていくときに重要になってくるコミュニケーションの問題や、人間関係調整、トラブルを回避するための話し合い、スケジュールの調整などです。またさまざまな不安の解消を

今やグループホームで多くの重い知的障害を持った人が暮らしており、そのことを考えても今回出されました居宅支援の区分判断基準は実態とあまりにもかけ離れています。

お詫び

まちなかでNo.24／3 ページに記載した表の説明が抜けておりました。

これは厚生労働省が各団体からの要望に答えて検討を重ね11月14日に開催された  
社会保障審議会障害者部会身体障害・知的 障害分会に提出されたものです。

ほぼこの案の通り、12月初旬には見直しが見られるものと思われま

横浜市グループホーム連絡会

さらに、デイサービスの区分別の支援費の額をみても、身体障害Iの最も軽い人の額よりも、知的障害の最も重い人の額の方が少ない基準額になっております。居室支援については、知的障害者の援助が適正に評価されていないと思えます。

この判断基準のままで支援費制度がスタートされますと、日常生活動作は自分でできても生活するために他の援助をたくさん必要としている多くの知的障害者の実態は反映されません。グループホームにおいては、現在重度加算を受けている人も受けられなくなる事態が出てくるものと予想されます。もともと金額が低く抑えられているグループホームについては、運営がなりたたなくなってしまう、職員数の減少をまねき、結果として入居者の生活をおびやかす事態になりかねません。このことは現状を低下させることとはしないとの厚生労働省の約束にも反す

ることとなります。

支援費制度の趣旨については「障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係にもとづき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。」と厚生労働省自らが述べられています。この趣旨にもとづいて考えれば、地域で暮らしたいと思っている障害者が地域で暮らせるようにするために、援助の内容をどう判定するかは非常に重要な問題です。

施設支援を希望する者と、居室支援を希望する者が、同じ程度の障害者でありながらまったく異なる判断基準で異なる判定を受けてしまうことは、許されるはずがありません。居室支援においても基本的に施設支援と同じ内容で判定すべきであろうと考えます。

再度、適正な判断ができるように判断基準の修正をお願いいたします。

\* 知的障害者地域生活援助に係る障害の程度による単価の区分の見直し (下線部分及び太枠部分が追加した点)

区分1	①食事 排泄 入浴および移動について、全介助又は一部介助を必要とする
区分2	②健康管理 金銭管理及び人間関係の調整について、全面的な支援を必要とする

\* 日常生活動作等についての支援度合いの判断基準

食事	全介助 又は 一部介助	食事の準備 摂食行為 後片づけについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
排泄	全介助 又は 一部介助	排泄や失禁の後始末について、つききりで介助等の支援を必要とする。
入浴	全介助 又は 一部介助	排泄や失禁の後始末について、常に見守り等の支援を必要とする。
移動	全介助 又は 一部介助	洗身、洗髪、浴槽の出入りについて、つききりで介助等の支援を必要とする。
健康	全介助 又は 一部介助	洗身、洗髪、浴槽の出入りについて、常に見守り等の支援を必要とする。
金銭	全面的な支援	薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しがないよう常に服薬管理を必要とする。
人間関係	全面的な支援	または、てんかんや糖尿病・腎不全等の慢性疾患を併せ持つことにより、通院や健康状態の把握に常に支援を必要とする。
行動	著しい	金銭を財布にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為の全てにおいて支援を必要とする。
障害	あり	他の入居者との人間関係を築く等の調整や、トラブルの仲裁にほぼ毎日支援を必要とする。

③ 自衛行為や他人・物に対する粗悪な行為  
 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動  
 ② 睡眠障害や食事・排泄にかかる不適応な行動  
 ③ 自衛行為や他人・物に対する粗悪な行為

### 施設から地域生活への移行を 坂口厚生労働大臣・国会で答弁

これからの地域福祉のあり方を左右する国の新障害者プラン策定が現在行われている。このプランには障害者本人の意向を重視し、施設等から地域生活への移行を推進することが盛り込まれる予定。

11月8日、衆議院で民主党の山井議員が支援費制度に関する質問をおこなった。議員は各国が入所施設を減らし地域生活に移行しているのに日本は逆行しているのではないかと、施設に偏りすぎている施策をどのように地域に展開していくのかと質問した。

坂口厚生労働大臣は議員の指摘の通り地域で暮らせるように進めたい。家庭に地域にもどり生活していく体制をつくりたい。地域でできる限り生活できることは大事なことで、障害者に対する国民の理解が必要。正しい理解と啓蒙が必要だとの見解を述べた。

現在施設に入所している人たちが、地域で暮らしはじめれば、グループホームは非常に大きな役割を果たす施策となる。これから増加するグループホームが地域の中で安定して運営できるようにどのようなしくみを考えていけばいいのか。今後の大きな課題である。

## 地域で暮らせる仕組みを



「新障害者プラン」の策定がはじまった。来春から5年間にわたって障害者対策の柱となる大切なプランである。

障害者が社会の一員として障害のない人たちと同等に生活し活動する「ホームライゼーション」の実現が目標だ。それをめざすには、06年度から09年度までの現行のプラン同様、数値目標を掲げて確実に生活基盤を整えていく必要がある。

その際、なにより優先したいのは、これ以上、入所施設はつぐまないという基本的な姿勢をはっきり打ち出すことだ。「入れてしまえばいい」という発想から決別する必要がある。

現行プランでもホームライゼーションがうたわれているが、地域でのサービスと並行して、施設も増やし続けてきた。さまざまな施策のなかで、数値目標を達成できそうなのは箱ものの整備だけだ。

なかでも知的障害者の施設の建設はすでに目標を上回っている。知的障害者がある43万人の人たちの4分の1以上が施設で暮らしている。多くが10年以上の長期だ。国際的に見ると、異常というほかない。

いかに地域で支える仕組みが不十分であるかの裏返しであろう。今ある施設は毎年の削減目標を定めて、生活や職業訓練のために通う所に切り替えていくべきだ。

同時に、独り暮らしを助ける在宅サービスを手厚くし、グループホームや住宅整備への支援、交通のバリアフリー化なども省庁を超えて総合的に進めてもらいたい。

障害者が地域で自立して生活するためのプランを練るのだから、立案段階から当事者が参加し、考え方を反映させるようにすべきだろう。プランづくりには、例えば半数が多様な障害者が構成されるようなチームでしてほしい。

来々4月には障害者自身がサービスを選んで利用する新たな支援費制度がはじまる。サービスの供給主体となるのは自治体だ。施設から地域での暮らしへ。この流れを確かなものにするかどうかは、自治体の熱意と取り組みにかかっている。

障害者は、ただ助けてもらうだけの存在ではない。個性や特質を生かすことで、いくらでも優れた能力を発揮できる。

東京の官庁街の一角にあるカフェ「スワン赤坂店」はコーヒーマスターの味で評判を呼んでいる。昼時にはたちまち50席が満員になり、表に行列ができる。

24人の従業員のうち、14人が知的障害者や精神障害者であることはあまり知られていない。「知的障害者はむすかしいエスプレッソを入れるのにならなくて」と店長の増田秀暁さんは話す。驚くほどの集中力で、毎回、同じ品質のコーヒーを入られる貴重な人材という。彼らは年金とあわせると月に約20万円の収入を得ている。

# 施設から地域へ 知的障害者の自立へ 支援サービスの拡充を

知的障害者の三人に一人が施設で暮らしている。施設から地域生活に移るには、地域福祉サービスの充実に必要がある。

社会保障部 小山 孝

「障害者を地域に出さない入所施設は、(国や自治体が交付した)お金を返す仕組みにすること。税金の無駄遣いです」。今月二十七日、都内で開かれた厚生労働省の研究室主催のシンポジウムで、知的障害を持つ男性一人が障害者施策への提言を行い、施設を出て地域で暮らすための環境整備を求めた。

提言者の一人、徳島県の鶴

居進さん(45)は十歳代を入所施設で過ごしたが、今は町営住宅で一人暮らし。「施設は日課が決まっている。今は自由があつていい」と語るが、日本では鶴居さんのような例は少数派だ。

全国の知的障害者や障害児は約四十五万人。うち、約十二万人が入所施設で暮らす。日本知的障害者福祉協会によると、入所施設の大半を占める更生施設利用者のほぼ半数が在籍十年を超える。研究班の調査では、一年間に入所施設を出て家庭に戻るなどした人は全体の1・2%。施設は本来、「リハビリテーションをしながら自立した生活を目指す場」のはずだが、実際に

は、生活の場になつている。

知的障害者福祉の世界では「施設で保護する方が本人も幸せ」という考えが強かった。家族も含め地域生活に消極的な関係者が多く、施設の増設要望が頻繁に出されている。だが、障害者本人は施設での生活に居心地の悪さを感じる場合が多い。北海道知的障害者福祉協会の調査では、今後も施設生活を望む入所者は五人に一人だつた。

施設から出て地域で生活する場合、アパートなどでの一人暮らしには、身の回りの世話や外出のつきそいなどをしてくるホームヘルプサービスが有効だ。グループホームなら、個室を備えた共同住宅

で四十七人が一緒に暮らし、世話人に食事などの世話をしてもらつことになる。

施設生活者には、こうした支援があれば障害が重くても地域生活を送れる人が多い。中・軽度の人の75%が施設で配膳の手伝いをしており、他の入所者の清掃、洗濯までできる人も三割いる。

だが、問題はサービスの量不足だ。グループホームは、現行の障害者プランで約一万人分しか確保されていない。ホームヘルプは、「要望がない」と制度すらない市町村も多い。生活コストの問題もある。入所施設の場合、利用者負担は月に三万―四万円程度だが、グループホームは

都市部なら家賃や食費などで月十万円はかかる。

政府は、来年度から五か年計画の「新障害者プラン」を策定中で、年内にも大枠が決まる。だが研究班によると、知的障害者関係の国の予算は従来、約七割が入所施設に使われており、地域生活支援は三割。研究班のメンバーでもある三田優子・愛知県コロニイ発達障害研究所研究員は、「予算の比率を变えない限り地域移行は進まない。プランには入所施設の新設は盛り込まず、地域での生活支援を充実させるべきだ」と訴える。来年度からは、障害者自身がサービスを選んで契約する「支援費制度」が始まる。「地域での暮らしを支える」という理念の実現には、グループホームやホームヘルプなどの拡充や、経済的負担軽減のための支援が欠かせない。



# 横浜市に要望書を提出

中田新市長に会って

平成14年4月新しい市長が誕生。三七歳の若さあふれる中田市長のもとで新たな市政がはじまりました。

8月27日、在援協の故酒井理事長とともに、障害者四団体が中田市長と懇談しました。

グループホーム連絡会からは会長と入居者部長が出席しました。横浜市の福祉は、障害者やその家族が必要なサービスを自ら作り出してきた歴史であることを市長に伝え、これからも中田市長のもとで横浜市が当事者のニーズをしつかりととらえ、障害者福祉をよりいっそう展開してほしいと訴えました。



## 中田市長は私たちの発言に熱心に耳を傾け、当事者の自主的活動をこれからも大切にしていきたいと述べられました。

中田市長は私たちの発言に熱心に耳を傾け、当事者の自主的活動をこれからも大切にしていきたいと述べられました。

## 支援費支給申請の開始

平成15年4月から支援費制度が開始されます。それにむけて、10月から申請が始まりました。

横浜市のグループホームは、運営委員会型(A型)は支援費制度の対象とはならず、法人型(B型)で知的障害の人が入居しているホームは支援費の対象となります。同じグループホームでありながら、支援費制度にあてはまるかどうかで補助金等が異なるのは、今後のグループホームを考えたときに好ましいこととは思われません。

支援費導入後のグループホームがどうあるべきかについて、連絡会では横浜市に要望書を提出いたしました。

## 小規模ホームの継続実現を

グループホームの設置基準では定員は四〜七名です。支援費制度は障害者ひとりひとりに支給されることを原則とした制度ですから定員四名と七名では運営費に大きな差が生じてしまいます。つまり入居者数の多いグループホームが増え、平成12年の横浜市の制度改革以前のように規模の大きいホームの増加につながります。

入居者が自分の希望する暮らしを実現していくためには、グループホームは小規模であることが重要です。支援費制度開始後も、小規模なホームが成り立つしくみを継続してほしいと思います。

## 定員による単価のちがいを

そのためには定員による単価の違いを引き続き取り入れることが必要です。グループホーム運営に必要な基礎的な運営費は、入居者定員に比例して変化するものではありません。泊まりの援助者を交

代で三六五日置くことを考えると、人件費は定員にかかわらず、少なくとも二人分は必要です。

定員を増やさなければ運営が成り立たないといったことにならないように、定員が少ない方が単価が高くなるように設定してほしいと思います。

## 週末運営による単価は廃止に

週末運営については、平成12年度の制度改正により週末も運営するグループホームがほとんどになりました。週末運営による単価の違いを取り入れたことが一定の役割を果たしたと思われるます。

この機会にグループホームは週末も運営することを原則とし、週末運営による単価は廃止してもいいのではないかと思います。

## 泊まりが必要な場合の単価の増額

泊まりの援助者を置く必要があるかどうかで必要な職員数に違いが出てきます。基本型の入居者四



人のホームでも職員二人とアルバイトが確保でき、三六五日の運営が安定して行えるように、泊まりの援助者をおく場合の加算を増額すべきと考えます。

### 重度加算

9月6日、支援費制度ではグループホームの障害程度区分は二区分と発表されました。A型グループホームにおいても支援費制度における障害区分にそろえる方向で検討すべきだと思えます。

しかし日本全国と横浜のグループホームを比べると、横浜では障害のかなり重い人までグループホームで暮らしています。この違いを考えると、横浜市においては国が考えている重度より上位のランクを設定して三区分とする必要があると思えます。

また障害程度を決定する要素として、生活習慣病等の疾病や精神疾患にともなう援助量の増大も加えるべきであると考えます。

### 家賃助成について

生活保護法による家賃助成は、身体的な障害があり一般より広い建物を必要とする場合は上限が高く設定されています。ところが知的障害者の場合は障害の程度にかかわらず高い設定はありません。しかし知的障害の重い人が地域で暮らす時、普通よりも広い空間が必要になることがあります。

またグループホームに使用する建物を借りようとする時、共用部分に加えて人数分の居室と援助者が泊まる部屋、事務室が必要となり、定員四人でも六く七室が必要になります。

現在の市の家賃助成額を除いた額を入居者数で分担すると、地域によっては生活保護の支給額を上回る額となる場合があります。

家賃補助額の上限をなくし、補助率も上げてほしいと思えます。

### グループホームの質の向上に

支援費制度の開始とともに、グ

ループホーム運営に多くの会社や団体が参入することが期待されています。グループホームを数多く作るためにもいいことだと思えますが、一方で入居者の生活を守るためにはグループホームの立地に関する基本要件をきちんと定めておくことが重要だと思えます。

一般の住居に使用されないような場所、施設や病院の敷地内等、グループホームとして望ましくない場所には立地を認めないという要件を示すべきです。市街化調整区域においても、地域生活という観点から条件の悪い場所については考慮すべきであると思えます。

また同一敷地内に複数のグループホームを設置することについても規制すべきだと思えます。障害者や高齢者が一つの場所に集中することは、「地域の中に普通の暮らしの場を」を求めてきたグループホームの理念を危うくすることになります。

### 援護の実施者について

支援費支給制度の対象となるグループホームでは、入居者が居住しているところの行政がサービス（親が住んでいるところ）で決定がおこなわれることになりません。

障害者を一市民として考えたと、住民のサービスをその自治体がおこなわないというしくみはおかしいといわざるを得ません。

これからの大きな課題としてこの問題に取り組むとともに、支援費の対象とならないグループホームについては、入居者がホームへルパー等の制度を利用する時にはこれまで通りホーム所在地の区が決定することを継続してほしいと思えます。

最後に、横浜市がこれまで先駆的に取り組んできたことについては、これからも大切に守り育てていってほしいと思えます。

# 交通行動

交通行動は、駅やバスなどが誰にでも使いやすいものになるようにするための活動です。毎年秋に県下の障害者団体の人と一緒になって、駅に要望書を出したり、デモ行進をしています。「駅にエレベーターをつけてほしい」とか「ノンステップバスを増やしてほしい」「時刻表や案内をわかりやすくしてほしい」などという要望を実現するために、たくさんの人に訴えてきました。今年九月二十八日に行い、桜木町と横浜駅に要望書を提出しました。



## 交通行動に関わり始めて

ふれあい生活の家 三谷浩之

私がグループホーム「ふれあい生活の家」に入居したのは十九年前でした。そのころ本牧から鶴見の活動ホーム「ふれあいの家」に通ってました。入居者四人のうち二人ずつ山手駅と関内駅に分かれて電車に乗って行っていました。

そのころはまだ、駅員も私たちが行くと、「また来たのか」とか、電動車椅子を持って階段を登ると「腰が痛い」「もう来ないでほしい」といやそうに言っていました。

それでも私たちは、くじけないで行きました。ある時は、ふれあい生活の家の入居者全員で、山手駅の駅長と話し合いをしたこともありました。「私たちも遊びに行っているんじゃないんだから、そんなことは言わないでくれ」と言うと、山手駅の駅長は、「とにかく腰が痛いから、もう来るな」と言いました。でも私たちは週二回ふれ

あいの家に行きました。山手駅の駅長が私たちとあまりにももてなしたので、駅長がかわってしまいました。駅長がかわってからは、駅側の態度がよくなりました。

ちょうど、国鉄からJRに変わる頃で、駅員がものすごく人員削減されるころでしたが、山手駅は私たちが行くからということ、駅員を減らされなかった。それでかえって感謝されました。それからはさらに、関係が良くなってきました。階段昇降機がいち早くついたのも山手駅でした。

バスはノンステップ、スロープ、リフトも何もなかった。だけど私たちはふつうのバスに乗っていました。運転手は何も手伝ってくれなかったし、時々乗車拒否もされました。それでも乗っていました。

交通行動は全国で一斉に始まりました。バスや電車の会社に要望書を出したり、話し合ったりする行動です。一般の人にもアピールするために、街の中でデモ行進を

したりもします。関内から始めて、川崎・海老名・新横浜でもやりました。私は最初から参加していません。雨が降っているときとかもやりました。最初に各駅に行ったり、

きは、駅長が話を聞かなかつたり、要望書を受け取らなかつたりもしました。いろいろあつたけど、十年間よくやってきたと思います。今は少しずつだけど、駅にエレベーターとかがつくようになったし、ノンステップバスも走るようになりました。それは、交通行動をやってきた車椅子の人たちが、JRや私鉄・市の交通局とかに一生懸命呼びかけてきたおかげで、今につながるってきていると思います。でもまだまだ全部の駅にエレベーターがつくまでかんばつてやっついていきたいと思えます。市営バスが全部ノンステップになるまでがんばっていききたいと思えます。

今は知的障害の人たちや、みんなにわかりやすい表示にするために、がんばっています。

# 社会見学

## グループホーム来夢

牧 正 一

六月二日(日)、横浜市民防災センターを見学しました。さんかしゃは、にゆうきよしやだけで、ごぜん十一ホーム二十八人、ごごは六ホーム十八人でした。

ごぜん、ごごそれぞれ二はんづつにわかれて、防災センターの人のせつめいをききながら、見学をしました。

一つめは、けむりたいけん。口にハンカチをあてて、なるべくゆかをほうようにあるいた。へやのなかは、めいろみたいたった。

二つめは、くらやみたいたけん。かべをつたわって、行ったが、たいへんだった。

三つめは、しょうかきのつかい方。みんなも、しょうかきのつかい方をおぼえていたほうが、いいとおもった。

四つめは、じしんたいけん。ふたつの、ちがうじしんをたいけんした。もし、じしんがほんとうにきたら、けいけんをいかせたらいいなあとおもった。ざいえんきょうのひとつも、ふたりきて、てつだってくれました。

こんかいのしゃかいけんがくは、べんきょうになりました。さんかして、よかったです。

### 社会見学のあとのかんそう

- くらくてほうこうがわからなかつた。けむりのへやは、くろしがつた。じつさいのかじのときはたいへんだとおもった。
- 地震体験が車イスに座ったままできてよかつた。暗やみでは、後ろから車イスを押しもらうのが恐かつた。けむりの中では、人によつては、自分で口をおさえられないし、車イスに乗ったままではしゃがんで移動するようないふことはできない。
- グループホームだけでなく、実



新刊紹介

もう施設には帰らない  
知的障害のある21人の声

中央法規出版 1500円

親や施設関係者でつくる「10万人のためのグループホームを！」実行委員会が企画・編集した。

かつて入所施設にいた経験のある知的障害者21人が語った、施設で暮らすということ、地域で暮らすということ。本人たちの生の声に耳を傾け、いつたい誰のための入所施設なのか、彼らの本当の幸せとは何かを考える。

来春から5年間の障害者施策の柱である「新障害者プラン」の策定が始まった。障害者本人たちの思いを施策に反映させるために、必読の一冊。



### 協力会員募集!

まちの中で くらしている障害者の声や  
声をお届けする機関紙「まちの中で」を  
発行しつづけるために ご支援をお願い  
いたします。

会費 (年) 1口 2000円  
振替 ... 00280-7-73608  
横浜市グループホーム連絡会

※ 協力会員になっていただいた方には  
機関紙をお送りいたします。

### 基金づくりにご協力を!

グループホーム運営支援基金のために  
みなさまのお手元でねもっている未使用の  
テレホンカード、オレンジカード、ビール券、  
商品券などの ご寄付を お願いします。

送先・横浜市グループホーム連絡会  
事務局  
〒231-0833  
横浜市中区本牧満坂10  
本牧生活の家 045-623-5318

新年度の協力会費  
振り込みお願い  
いたします。

住所変更など  
ありましたら お知らせ下さい

【ありがとう ございました】 (2001.7.1~2002.10.31, 敬称略)

<寄付> 水越玲子, 菊地真子, 池田加寿枝, 佐藤由身子,  
伊達富美子, 飯野美保子, 谷川弘, 川島京子, 相野谷由起

<レシカ> 水越玲子, 熊谷, 鈴木豊, 藤尾孝枝, 本多敬子

<バスケット  
商品券など> 室津滋樹, 奥本民代, 津田富美子, 藤尾孝枝



### 編集後記

H15.4 支援費制度のスタートに向けて  
申請が開始されました。

楽しい時代が いい時代になる  
ようにしたいものです。

発行人 神奈川県身体障害者団体定期刊行物協会  
横浜市港北区鳥山町1752  
横浜ラポール3F  
編集人 横浜市グループホーム連絡会  
横浜市中区本牧満坂10 本牧生活の家  
TEL 045(623)5318  
FAX 045(623)5319  
郵便振込番号 00280-7-73608  
名称 横浜市グループホーム連絡会  
編集責任者 室津 滋樹  
定価 100円